

令和 8 年 4 月 2 2 日

ご利用者様各位

三郷市福祉部障がい福祉課長

三郷市在宅心身障害児者一時介護委託料助成事業の廃止について(通知)

日頃より、本市の障がい福祉行政につきまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、「三郷市在宅心身障害児者一時介護委託料助成事業」は、障害児者の通所先がほとんどない平成 1 1 年度に、保護者等の負担軽減を目的として開始されました。

その後、平成 2 1 年には障害者総合支援法の施行に伴い、障害福祉サービスや移動支援等が開始され、今では児童通所支援事業所や障害福祉サービス事業所、移動支援事業所も増え、利用者も増加の一途をたどっております。

これらのサービスを安定的かつ持続的に運営するため、障がい福祉にかかる手当やサービス全般を見直し、令和 8 年 9 月利用分をもって本事業を廃止することとなりました。

つきましては、変更点がございますので、令和 8 年度の申請を希望される場合は下記事項にご留意のうえ手続きいただきますようお願いいたします。

記

1. 助成対象期間 令和 8 年 4 月から 9 月分まで  
※令和 8 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までに介護を委託した分が対象となります
2. 助成上限額 2 万 5 千円まで ※時間あたりの上限額に変更はございません
3. 申請期限 令和 8 年 1 0 月 9 日 (金) まで

【問合せ先】

三郷市役所 福祉部 障がい福祉課 障がい福祉係  
電 話 048-930-7778 (直通)  
F A X 048-953-7785  
E メール shougai@city.misato.lg.jp